

# 第4次志賀町行政改革大綱

(令和2年度～令和6年度)

令和2年3月



志賀町

# 目 次

第 1	第 4 次行政改革の策定にあたって .....	1
第 2	計画の期間 .....	1
第 3	これまでの行政改革の取組 .....	2
第 4	志賀町の課題 .....	3
I	少子高齢化・人口減少に関する課題 .....	3
II	健全な財政運営に関する課題 .....	4
第 5	行政改革大綱策定にあたっての基本方針 .....	5
第 6	基本方針の考え方 .....	6
I	次世代につなぐ経営基盤の確立 .....	6
II	次世代につなぐ行政サービスの構築 .....	6

## 第1 第4次行政改革大綱の策定にあたって

国では、平成18年度に行政改革推進法を制定し、簡素で効率的な政府を実現するため、行政改革の推進を図るとともに、平成23年度からの9次にわたる地方分権一括法により、地域の自主性及び自立性を尊重しながら事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの緩和等を行う一方で、地方に対し、行財政改革のさらなる推進、行政運営の公正の確保と透明性の向上、住民参加の充実など、地方分権改革をより推進するための体制整備を求めています。

このような中、本町では、平成18年度以降、3次にわたる行政改革大綱を策定し、積極的に行政改革を推進してきました。

第3次の大綱（平成27年度～令和元年度）では、「次世代につなぐ健全な行政経営の確立」を目指し、「次世代への道すじを着実に作る」、「行政体制の充実・強化と効果的な行政サービスへの転換」、「協働のまちづくりの推進とわかりやすい情報提供」の3つの基本方針のもと、36の改革項目を掲げ、取組を推進してきたところです。

第4次の大綱では、これまでの取組を踏まえ、若い世代が安心して子どもを産み、育てられるまちづくりを進める中で、住民に安定した行政サービスが継続して提供できるよう、効果的な行政サービスへの転換と行政体制のさらなる充実・強化を図っていきます。

次世代の子ども達に元気で活力ある志賀町を引き継いでいくため、住民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

## 第2 計画の期間

本大綱の計画及び実施期間は、令和2年度から令和6年度までの5カ年とします。

### 第3 これまでの行政改革の取組

平成27年度から取組に着手した第3次志賀町行政改革大綱では、「次世代への道すじを着実に作る」、「行政体制の充実・強化と効果的な行政サービスへの転換」、「協働のまちづくりの推進とわかりやすい情報提供」を基本方針とし、36項目の取組事項を定め、改革を積極的に推進し、着実に取組を完了するなどし、成果を得てきたところであります。

しかしながら、毎年度同じ取組事項が未達成のままとなるなど、事業の改革が遅々として進まない取組事項も一部あり、さらなる改革の推進が求められます。

このため、第4次の取組にあたっては、達成項目については、さらなる改革を模索し、未達成項目は達成できるように原因を追究し、継続すべき項目は、引き続き、取組を進めていきます。

## 第4 志賀町の課題

行政改革を考えるうえで、本町の主な問題点（課題）を2つに分類し、挙げることにします。

### I 少子高齢化・人口減少に関する課題

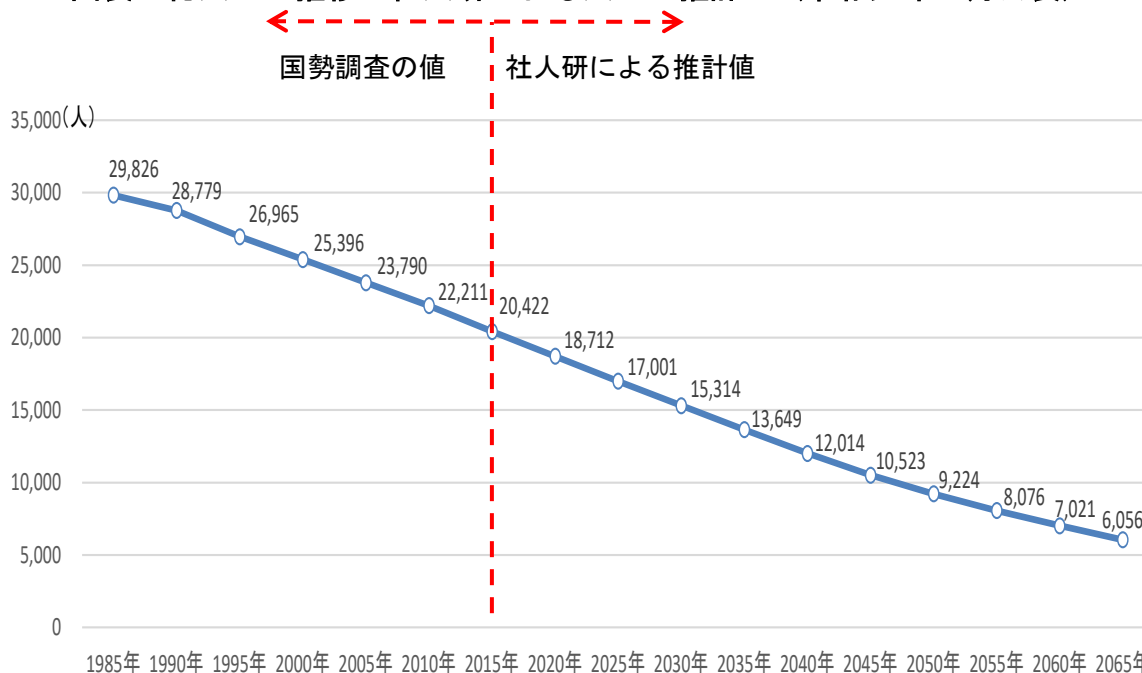
国立社会保障・人口問題研究所が令和元年6月に公表した志賀町の将来人口は、少子高齢化・人口減少の急速な進行により、2020年には18,712人、2040年には12,014人まで減少すると推計されています。

また、民間の日本創成会議が平成26年5月に公表した消滅可能性自治体のリストには、近隣の市町とともに本町も含まれていました。近年の住民基本台帳人口については、第2次志賀町総合計画で推計した将来人口を上回るペースで減少が進んでいます。

このため、今後は、少子高齢化の進行による社会保障関係費の増加や町税収入の減少が見込まれるとともに、一層の地域経済の縮小にもつながりかねません。

こうした状況を考慮すれば、今後、危機感をもって少子高齢化・人口減少問題への対応についての検討を急がなければならない状況にあります。

図表 総人口の推移と社人研による人口推計（令和元年6月公表）



出典：国勢調査、社人研

## Ⅱ 健全な財政運営に関する課題

---

本町では、志賀原子力発電所にかかる税収が年々減少する一方で、高齢化の進展に伴う社会福祉費や公共施設の老朽化に伴う維持管理費、人口減少対策などへの取組に対する歳出の増加が見込まれることから、今後は、行政構造の転換が進まなければ、町の財政は硬直化していくものと想定されます。

将来に大きな負担を残さず、持続可能な行財政運営を推進するため、地方創生や地方分権の実現に向けた行政体制を構築するとともに、中長期的に財政状況が厳しくなる中であっても、選択と集中により、限られた財源を有効に配分しながら、効果的な行政サービスへ転換を図る必要があります。

## 第5 行政改革大綱策定にあたっての基本方針

### 1 地方公共団体の役割

行政改革を行うにあたって、最も重要で基本的に認識しておかなければならないことは、限られた財源の中で、住民サービスの向上を図っていくためには、住民ニーズ、費用対効果、公正性、公平性等を勘案し、最少の経費で最大の効果を挙げることです。

国では、少子高齢化・人口減少、地域経済の縮小という負のスパイラルを克服し、魅力あふれる地方の創生を目指すため、平成26年に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

これにより、地方自治体では、自らの考えに基づいた取組を推進し、安定した雇用や新たな人の流れをつくり、経済の好循環を確立していくなど、地方創生のための様々な施策や事業を展開しています。

こうした地方創生の動きもある中で、地方自治体は、自らの責任の下で、行政改革の取組を積極的に推進しながら、地域の個性を生かしたまちづくりを実施していくことが求められています。

### 2 行政改革の基本方針

志賀町が、地域の個性を生かした特色ある地域づくりを、町の実情に応じ主体的に実現していくために、行政改革の基本方針として、次の2つの方針を掲げます。

**基本方針1 次世代につなぐ経営基盤の確立**

**基本方針2 次世代につなぐ行政サービスの構築**

## 第6 基本方針の考え方

### I 次世代につなぐ経営基盤の確立

絶えず変化する社会情勢に柔軟に対応し、安定的な行政サービスの提供と行政ニーズに対応していくため、組織体制と定員管理の適正化に取り組んでいくとともに、今後、さらに厳しさを増す財政状況を見据え、中期的な財政目標を設定し、選択と集中により、真に必要な事業を実施していく中で、適正な財政規律と財源確保を図る取組を推進していきます。

### II 次世代につなぐ行政サービスの構築

これまで提供されてきた各種行政サービスについて、今後の財政見通しや人口動態などを考慮し、県内市町におけるサービス水準との比較を行いながら、限られた財源を有効に配分し、適正な行政サービス水準への転換を図っていきます。



